



福島医発第310号（地）

平成28年4月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成28年（2016年）熊本地震における病院、診療所、薬局又は
地方公共団体の間での医薬品等の融通について

平成28年（2016年）熊本地震への対応につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び医療機器・再生医療等製品担当参事官室、監視指導・麻薬対策課より都道府県等衛生主管部（局）に対し、「平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について」の事務連絡が出され、日本医師会を通じて本会にも周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律においては、原則として医療機関の間で許可なく医薬品及び医療機器の販売又は授与を行うことはできないとされていますが、今般のような大規模な災害で需給が逼迫している中では、病院又は診療所の間で医薬品及び医療機器を融通するとは薬事法違反ではないとすることを連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

救急災害医療担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

(地 I 35F)

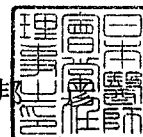
平成 28 年 4 月 21 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦



平成 28 年（2016 年）熊本地震における病院、診療所、薬局又は
地方公共団体の間での医薬品等の融通について

平成 28 年（2016 年）熊本地震への対応につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び医療機器・再生医療等製品担当参事官室、監視指導・麻薬対策課より都道府県等衛生主管部（局）に対し、「平成 28 年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について」の事務連絡が出されるとともに、本会に対しても周知依頼がありました。

本件は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律においては、原則として医療機関の間で許可なく医薬品及び医療機器の販売又は授与を行うことはできないとされていますが、今般のような大規模な災害で需給が逼迫している中では、病院又は診療所の間で医薬品及び医療機器を融通することは薬事法違反ではないとすることを連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会管下医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
平成28年4月20日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総 務 課
医療機器・再生医療等製品担当参事官室
監視指導・麻薬対策課

平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での
医薬品等の融通について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛
てに通知したので、関係者への周知方ご配慮をお願いします。

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 20 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総 務 課

医療機器・再生医療等製品担当参事官室

監視指導・麻薬対策課

平成 28 年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での
医薬品等の融通について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）においては、原則として、医療機関等や地方公共団体の間で許可なく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売又は授与を行うことはできないこととされていますが、平成 28 年熊本地震による被災地における病院、診療所、薬局又は地方公共団体間での医薬品、医療機器及び再生医療等製品の融通については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

今般のような大規模な災害で通常の医薬品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という）の供給ルートに支障を来し、需給が逼迫する場合に、病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間で医薬品等を融通することは、差し支えない。